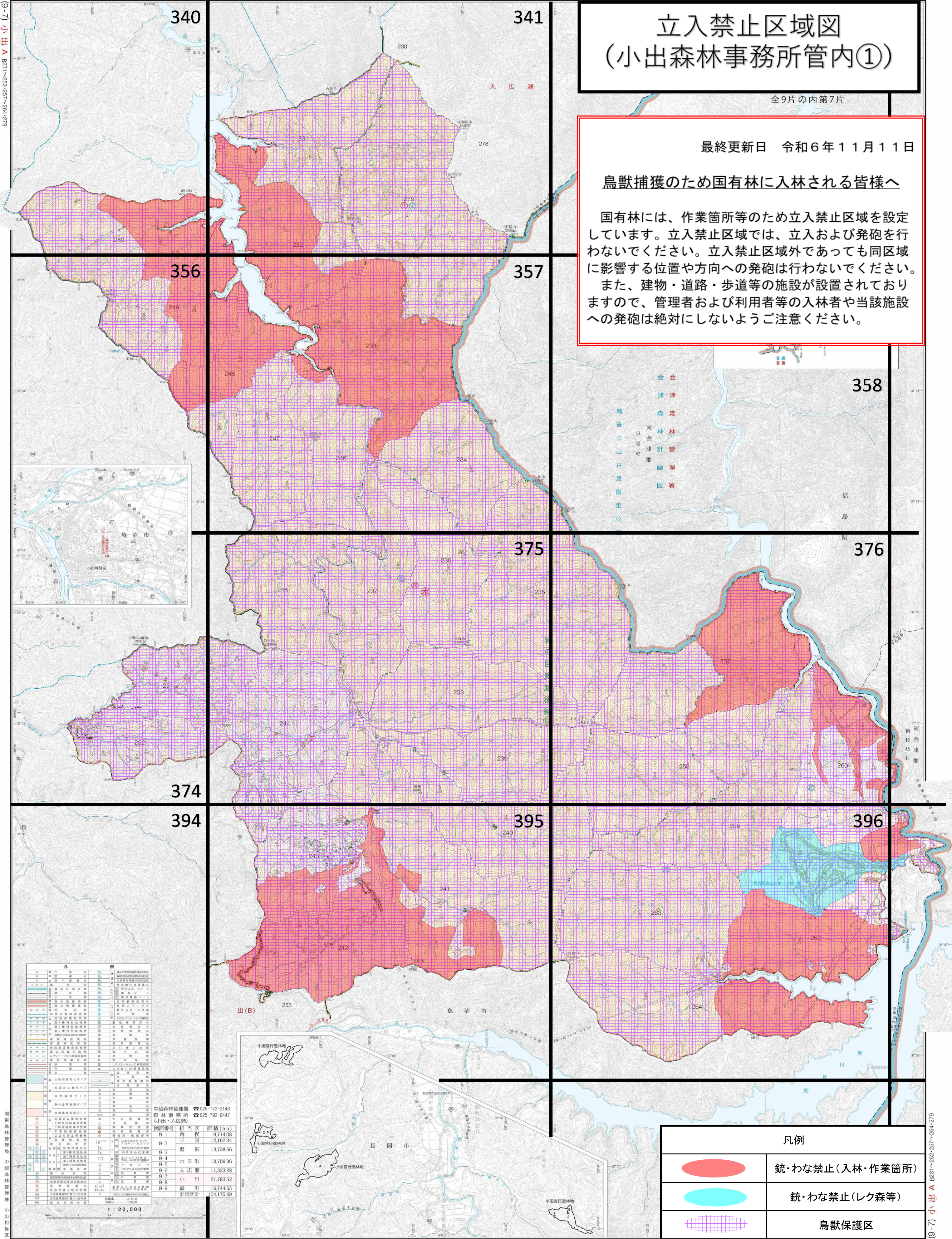




立入禁止区域図 (小出森林事務所管内①)

全9片の内第7片

最終更新日 令和6年11月11日

鳥獣捕獲のため国有林に入林される皆様へ

国有林には、作業箇所等のため立入禁止区域を設定しています。立入禁止区域では、立入および発砲を行わないでください。立入禁止区域外であっても同区域に影響する位置や方向への発砲は行わないでください。
また、建物・道路・歩道等の施設が設置されていますので、管理者および利用者等の入林者や当該施設への発砲は絶対にしないようご注意ください。

会 津 森 林 計 画 管 理 区 署
南 会 津 郡 只 見 町
越 後 三 山 只 見 国 定 公 園

358

376

396

凡例



銃・わな禁止 (入林・作業箇所)



銃・わな禁止 (レク森等)



鳥獣保護区